

## 第4章 原子力災害中長期対策計画

### 第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定により原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を定めたものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

### 第2節 高浜発電所及び大飯発電所の防災体制の解除

関西電力株式会社は、原子力緊急事態宣言が発出されていた場合にあっては、原子力緊急事態解除宣言が公示され、原災法第22条で設置された地方公共団体の災害対策本部が廃止された後、原子力災害事後対策が終了して通常組織で対応が可能と判断したときに、原子力防災体制を解除することができることとされている。

また、原子力緊急事態宣言が発出されていない場合にあっては、発生事象の原因除去及び被害の拡大防止措置を行い、原子力防災専門官の助言を受けて、京都府、福井県及び所在町の意見も聴いた上で、事象が収束したと判断したときには、原子力防災体制を解除することができることとされている。

舞鶴市は、原子力防災体制を解除することにつき、意見聴取があった場合には、京都府とともに専門家の意見も聴いた上で回答するものとするとともに、引き続き存置される原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

### 第3節 現地事後対策連絡会議への職員の派遣

舞鶴市は、国の原子力災害現地対策本部が廃止された場合において、国が現地事後対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催したときは、あらかじめ定められた職員を派遣し、講ずべき事後対策の確認等を行うものとする。

### 第4節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

舞鶴市は、国及び京都府と協議のうえ、状況に応じて、原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定を見直すものとする。

### 第5節 放射性物質による環境汚染への対処

舞鶴市は、国、京都府及び関西電力株式会社及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

## 第6節 各種制限措置の解除

舞鶴市は、京都府と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うものとする。

また、解除実施状況を確認するものとする。

## 第7節 災害地域住民に係る記録等の作成

### 1 災害地域住民の記録

舞鶴市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

### 2 災害対策措置状況の記録

舞鶴市は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録しておくものとする。

## 第8節 被災者等の生活再建等の支援

- 1 舞鶴市は、国及び京都府と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。
- 2 舞鶴市は、国及び京都府と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。舞鶴市以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
- 3 舞鶴市は京都府と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

## 第9節 風評被害等の影響の軽減

舞鶴市は、国及び京都府と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止に努めるとともに、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通や観光客の来訪等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

## 第10節 被災中小企業等に対する支援

舞鶴市は、国、政府系金融機関及び京都府と連携し、必要に応じ被災中小企業に対して、融資相談等の実施、制度融資の活用等による経営安定対策を講ずるとともに、被災農林漁業者に対し施設の災害復旧及び経営の安定を図るための資金を低利で貸し付けるものとする。

また、被災中小企業等、被災農林漁業者に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

## 第11節 心身の健康相談体制の整備

舞鶴市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び京都府とともに、高浜発電所及び大飯発電所の周辺地域の住民に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

別表1 緊急事態区分とEALについて

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑩ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑪ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑫ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>⑬ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑭ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>